

ライフサポートの退職後継続に係る手続き

ご加入中のライフサポートは、退職(再任用等で引き続き勤務される場合も含む。)後も継続して御加入いただけますが、退職後の保険料は、加入者本人の銀行等の口座振替で納付となっております。

つきましては、下記の手続きをお願いいたします。

記

1 手続き内容

(1) 提出書類

「退職後 保険料振替・配当金受け入れ口座 登録書」

(2) 提出期限

退職される月の前月末

(3) 提出先

共済組合事務担当課

2 注意事項

- (1) 退職日直前まで加入されている制度の継続加入が可能です。ただし、長期療養プランは、組合員資格喪失時に脱退となります。
- (2) 総合医療プラン、先進型医療プラン、重病克服プランについては、組合員の遺族サポートプラン、もしくは遺族サポートロングの加入が必要です。
- (3) 配偶者及び子どもは、組合員が加入している制度に限り継続できます。
- (4) 制度内容等詳細については、パンフレットをご参照ください。



- (5) 保険料は、毎月22日に口座振替となります。

万が一、残高不足等で保険料の口座振替ができなかった場合は、振替依頼書を送付いたしますので速やかに振込をお願いいたします。

振込がない場合は、脱退処理を行います。

- (6) 配当金の還付は、口座振替と同一口座となります。
- (7) 退職後の連絡先等は、次のとおりです。

有限会社ライフ山口(団体保険事務取扱会社)

TEL 0120-170-215(9:00~17:00土・日・祝日除く)